



税務
法人

三友 SNTA

■ (Yeouido-dong, Shinsong Bldg.),
No.902, 67 Yeouinaru-ro, Yeongdeungpo-gu
Seoul, 07327, Korea

■TEL : +82-2-3215-1300
■FAX : +82-2-761-6640

2019 年 5 月 31 日

会員会社各位(支店、現地法人を除く)

外国事業者の付加価値税還付のご案内

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、韓国の租税特例制限法により、韓国内に事業場を有しない外国事業者(外国法人の韓国連絡事務所など)は付加価値税還付を受けることができますので、下記の通りご案内申し上げます。業務のご参考になれば幸いと存じます。

－ 記 －

1. 還 付 対 象:
連絡事務所などが 2018 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日まで負担した付加価値税
2. 還付申告期限:
2019 年 7 月 1 日 (弊社への提出は **6 月 17 日**までにお願いします。)
3. 具 備 書 類:
 - 1) 申請書(弊社が作成): 1 部
 - 2) 日本の税務署が証明した居住者事業者証明願(添付のサンプルをご参照): 1 部
 - 3) 税金計算書原本
 - 4) 取引内訳書(弊社が作成): 1 部
 - 5) 質問表(弊社が作成): 1 部
 - 6) 代理人に委任する際の委任状(添付のサンプルをご参照): 1 部
4. 付加価値税還付についてご不明な点などがございましたら、弊社の担当者までご連絡ください。

税務法人三友 SNTA
代表理事 金 思 烈